

# 市民意識調査

日頃から、都城市政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本市では、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、都城市男女共同参画計画を策定し様々な取組を進めています。

この調査を通じて、市民の皆様のご意見をうかがい、その結果を今後の施策に活かしてまいります。調査の対象者の選定は、5月10日付けで市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に選ばせていただいた3,000人の方をお願いしております。調査の過程や結果の公表にあたり、個人が特定されるようなことはございません。

ご多忙のところ恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※「民法の一部を改正する法律」が2022年4月1日から施行されることにより、成年年齢が18歳に引き下げられます。

令和3年 6月

都城市長 池田 宜永

## 《 調査票のご記入にあたって 》

1. このアンケートの回答は、封筒の宛名ご本人がご回答ください。ご本人によるご回答が困難な場合、ご家族などのご協力により6月29日（火）までにご回答ください。

2. ご回答方法については、この調査票又は市HPでの回答が可能です。

(1) 市HP（インターネット回答）でご回答いただく方は →



QRコード

※調査票は、破棄してください。

(2) 調査票でご回答いただく方は、調査票に選んだ番号を○印で囲む又は□にし点を記してください。なお、「その他の回答欄」には、具体的内容をご記入ください。

**※ご記入いただきました調査票は、内容をお確かめのうえ、同封の返信用封筒（切手及び記名等は不要）に入れ、ポストにご投函ください。**

3. 質問によってご回答いただく方が限られる場合がございますので、説明にしたがってご回答ください。

【アンケートの内容等についてのお問い合わせ先】

〒885-8555 都城市姫城町6-21 都城市役所  
市民生活部 コミュニティ文化課 男女参画・消費生活担当  
TEL : 0986-23-2121

QRコード



## アンケートにお答えいただく皆様へ

本市では、男女共同参画に関する市民の意識について、5年毎に比較検討していくためアンケートを実施しています。今後の取組に反映していきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、前回の市民意識調査以降の市の男女共同参画社会づくりの実現に向けた取組について以下のとおり簡単ではございますが、列挙しております。アンケート回答の参考としていただきますようお願いいたします。

### 【都城市の男女共同参画の動き（平成28年度～）】

#### 1. 平成28年度 都城市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査実施

都城市内に在住の20歳以上の方の中から無作為に選ばれた3,000人を対象として実施しました。男女共同参画センターの認知度や、男女共同参画についての意識調査を行い、1,052人からの回答をいただきました。

#### 2. 第3次都城市男女共同参画計画策定

平成28年度に実施したアンケートの調査結果を踏まえ、第3次都城市男女共同参画計画を策定し、DV対策基本計画と女性活躍推進計画を組入れました。計画の詳しい内容は都城市HPで「[第3次都城市男女共同参画計画](#)」と検索してください。

#### 3 女性活躍推進事業

女性活躍推進計画に基づき、女性活躍推進事業として、講演会、講座、女性の就労支援等を実施しました。

#### 4 総合相談事業

都城市男女共同参画センター（都城市役所2F）では、相談窓口を設置しています。電話相談（男性も可）、面接相談、専門家による専門相談を実施しています。令和2年度からは、みやぎ若者サポートステーションと連携し、16歳から49歳まで方の就労に向けての不安や悩み相談等も行っています。

#### 5 その他に

第3次男女共同参画計画に基づき行った、各課の取組を紹介します。

- ・全国の小・中学校に比べて低かった男女混合名簿の活用推進を図った（学校教育課）
- ・令和元年度時点児童クラブの総開設数70箇所（保育課）
- ・講演会、出前講座、街頭啓発（mall mall、イオン）を実施
- ・令和3年度実施アンケートでは、性別に「自認」を記載しました。

※ 毎年度男女共同参画に関する市の取組実績や講座等の詳しい内容は都城市HPで閲覧できます。  
「[くらし・手続き](#)」>[男女共同参画](#)>[行政の取り組み](#)」で検索してください。

## 回答者について

あなた自身のことについてお伺いいたします。

問1 あなたの性別を教えてください。(戸籍上の性別に関わらずご自身が自認される性別でご回答ください)

- 1. 女性 (女性だと自認しています)
- 2. 男性 (男性だと自認しています)
- 3. その他

問2 年齢を教えてください。

- 1. 18～19歳
- 2. 20～29歳
- 3. 30～39歳
- 4. 40～49歳
- 5. 50～59歳
- 6. 60～69歳
- 7. 70～79歳
- 8. 80歳以上

問3 あなたのご職業は何ですか。

- 1. 常勤の勤め (正規の社員、職員、会社役員、従業員)
- 2. 非常勤の勤め (臨時職員、パート、アルバイト、嘱託)
- 3. 農業、林業等の自営業
- 4. 商業、工業、サービス業、その他の自営業
- 5. 無職 (学生、その他の無職等)

問4 現在結婚していますか。

- 1. 結婚している
- 2. 結婚していないがパートナーと暮らしている
- 3. 離別
- 4. 死別
- 5. 未婚

問5 あなたにはお子さんがいらっしゃいますか。成人しているお子さんや別居しているお子さんも含めてお答えください。

- 1. いる
- 2. いない

【男女の地位について】

問6 男女の地位について、あなたは次のA～Hにあげるような分野で、平等であると思いますか。

(○は1つ)

	非常に平等	平等	平等でない	全く平等でない
A. 家庭生活	1	2	3	4
B. 職場	1	2	3	4
C. 学校教育の場	1	2	3	4
D. 地域社会（町内会、自治会など）	1	2	3	4
E. 政治の場	1	2	3	4
F. 社会制度	1	2	3	4
G. 社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4
H. 社会全体として	1	2	3	4

**【家庭での夫婦の役割分担について】**

問7 あなたのご家庭では、次のA～Gの項目について、主に誰が行っていますか。(現在該当が無くても過去のご経験や今後の予想としてお選びください)  
(○は1つ)

	夫のみ	主に夫	主に妻	妻のみ	妻と夫
A. 家計を支える(生活費を稼ぐ)	1	2	3	4	5
B. 掃除、洗濯、炊事などの家事	1	2	3	4	5
C. 育児、子どものしつけなど	1	2	3	4	5
D. 病院などの付添いや介護	1	2	3	4	5
E. PTA や子ども会、部活など子供に関わる活動への参加	1	2	3	4	5
F. 公民館などの地域活動への参加	1	2	3	4	5
G. 家庭内における最終的な決定	1	2	3	4	5

**【理想の家庭での夫婦の役割分担について】**

問8 あなたは次のA～Gの項目について、どのように分担するのが理想であると思いますか。  
(○は1つ)

	夫のみ	主に夫	主に妻	妻のみ	妻と夫
A. 家計を支える(生活費を稼ぐ)	1	2	3	4	5
B. 掃除、洗濯、炊事などの家事	1	2	3	4	5
C. 育児、子どものしつけなど	1	2	3	4	5
D. 病院などの付添いや介護	1	2	3	4	5
E. PTA や子ども会、部活など子供に関わる活動への参加	1	2	3	4	5
F. 公民館などの地域活動への参加	1	2	3	4	5
G. 家庭内の問題における最終的な決定	1	2	3	4	5

【結婚・家庭・離婚について】

問9 結婚、家庭、離婚についてのあなたのご意見を、次のA～Eの項目についておたずねします。

(○は1つ)

	非常に賛成	賛成	反対	非常に反対
A. 結婚は個人の自由であるから、結婚する、しないは、個人の意思に任せればよい	1	2	3	4
B. 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4
C. 女性は結婚したら自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい	1	2	3	4
D. 結婚しても、必ず子どもを持つ必要はない	1	2	3	4
E. 結婚生活の継続が難しい相当な理由があるときは、離婚してもよい	1	2	3	4

問10 女性の就業について、どのように思いますか。□にシ点を記してください。

(シ点は1つ)

- 1. 結婚するまでは仕事に就き、その後は専業主婦となるのがよい
- 2. 妊娠するまでは、仕事に就いたほうがよい
- 3. 出産後は仕事をやめ、子どもが成長したら再び仕事に就く方がよい
- 4. 家事や育児に支障のない時間帯で仕事に就くほうがよい
- 5. 出産しても育児休業制度等を利用し、フルタイムで仕事を続けるほうがよい
- 6. やりがいのある仕事に就いて経済的に自立するのがよい  
(結婚、出産、育児等を人生の目標とは考えない)
- 7. その他 ( )
- 8. わからない

【職場での男女の地位、待遇について】

問11 仕事の内容や待遇面で、男性が女性に比べ優遇されていると思うものに□にシ点を記してください。(2つまで)

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 賃金                                | <input type="checkbox"/> 2. 昇進、昇格       |
| <input type="checkbox"/> 3. 能力の評価基準                           | <input type="checkbox"/> 4. 仕事の質や量(期待値) |
| <input type="checkbox"/> 5. 幹部職員への登用                          | <input type="checkbox"/> 6. 教育・訓練を受ける機会 |
| <input type="checkbox"/> 7. 結婚や、子どもが生まれた後の仕事の質や量(キャリアアップにおいて) |   |
| <input type="checkbox"/> 8. 定年まで勤務すること                        | <input type="checkbox"/> 9. 特にない・分からない  |
| <input type="checkbox"/> 10. その他( )                           |   |

問12 仕事の内容や待遇面で、女性が男性に比べ優遇されていると思うものに□にシ点を記してください。(2つまで)

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 賃金                                | <input type="checkbox"/> 2. 昇進、昇格       |
| <input type="checkbox"/> 3. 能力の評価基準                           | <input type="checkbox"/> 4. 仕事の質や量(期待値) |
| <input type="checkbox"/> 5. 幹部職員への登用                          | <input type="checkbox"/> 6. 教育・訓練を受ける機会 |
| <input type="checkbox"/> 7. 結婚や、子どもが生まれた後の仕事の質や量(キャリアアップにおいて) |   |
| <input type="checkbox"/> 8. 定年まで勤務すること                        | <input type="checkbox"/> 9. 特にない・分からない  |
| <input type="checkbox"/> 10. その他( )                           |   |





【学校教育の場における男女の地位について】

問14 次のA～Eの項目で、男女の地位の平等意識の育成にどのように影響すると思いますか。  
(〇は1つ)

	非常に妨げる	妨げる	妨げない	分からない
A. 性別により固定化された進路・就職指導を行うこと(例:「男子は工学系、女子は看護系」)	1	2	3	4
B. 生徒会、団長、学級委員の選出を性別により固定化して行うこと(例:「団長は男子、副団長は女子」)	1	2	3	4
C. ランドセルや学習用品の、男女別の色分けを行うこと(例:「男子は黒、女子は赤」)	1	2	3	4
D. 教師の男女平等意識が足りないこと	1	2	3	4
E. 学校の女性管理職(校長、教頭)が少ないこと	1	2	3	4

【子どものしつけ・教育について】

問15 次のA～Cの項目について、子どものしつけや教育についてどのように思いますか。  
(〇は1つ)

	非常に賛成	賛成	反対	非常に反対
A. 性別に関わりなく経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要	1	2	3	4
B. 性別に関わりなく炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけさせることが必要(家事代行サービスなどに抵抗感なく利用できるなどの意識づくりを含む)	1	2	3	4
C. 本人の意思に関係なく、男性は男らしく、女性は女らしく育てたほうが良い	1	2	3	4

【育児・介護休業について】

問16 あなたは育児・介護休業制度を利用したことがありますか。□にシ点を記してください。 (シ点は1つ)

- 1. 育児・介護休業制度を利用したことがある
- 2. 育児・介護休業制度を利用したい
- 3. 夫婦で育児・介護休業制度を利用したことがある
- 4. 夫婦で育児・介護休業制度を利用したい
- 5. 育児・介護休業制度は知っているが、利用したことがない
- 6. 育児・介護休業制度は知っているが、利用したいと思わない
- 7. その他 ( )
- 8. わからない

【男女共同参画に関する言葉の認知度について】

問17 次のA～Nの言葉についてご存知ですか。

(〇は1つ)

	言葉・意味 ともに知っ ている	言葉のみ 知っている	聞いたこと はある	わからない
A. 男女共同参画社会基本法	1	2	3	4
B. 育児、介護休業法	1	2	3	4
C. 男女雇用機会均等法	1	2	3	4
D. 都城市男女共同参画社会づくり条例	1	2	3	4
E. 都城市女性総合相談	1	2	3	4
F. ジェンダー（社会的性別）	1	2	3	4
G. 固定的性別役割分担（分業）意識	1	2	3	4
H. ドメスティック・バイオレンス(DV)	1	2	3	4
I. セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)	1	2	3	4
J. 性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ ライツ）	1	2	3	4
K. 女性のエンパワーメント	1	2	3	4
L. ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3	4
M. アンパイド・ワーク（無償労働）	1	2	3	4
N. 性的少数者（LGBT）	1	2	3	4
O. ダイバーシティ（多様性）	1	2	3	4
P. アンコンシャス・バイアス	1	2	3	4
Q. アサーション	1	2	3	4
R. ワーク・ライフ・バランス	1	2	3	4
S. SDGs（持続可能な開発目標）	1	2	3	4

※言葉の説明については、P16・P17に掲載しています。



【ハラスメントについて】

問20 あなたは職場や学校、地域等で、ハラスメント（嫌がらせ、いじめ）を経験したことがありますか。□にシ点を記してください。（シ点はいくつでも）

- 1. セクシャル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）
- 2. パワー・ハラスメント（権力や地位による嫌がらせ）
- 3. モラル・ハラスメント（無視、にらむ、いやみを言う、馬鹿にされる、不機嫌に振舞うなど）
- 4. マタニティ・ハラスメント（妊娠、出産、子育てなどをきっかけに嫌がらせや不利益扱いを受けること）
- 5. パタニティ・ハラスメント（育児のための制度を利用とする男性職員が嫌がらせや不利益扱いを受けること）
- 6. SOGI（ソジ）ハラスメント（性的指向・性自認に関連して差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせや不利益扱いを受けること）
- 7. 特になし・わからない

【配偶者からの暴力について】

問21 あなたはこれまでに、配偶者（事実婚や別居中、離別、死別を含む）、恋人などからの暴力を受けたことはありますか。□にシ点を記してください。（シ点はいくつでも）

- 1. 身体的暴力を受けた
- 2. 精神的暴力を受けた（無視、言葉で脅す等）
- 3. 経済的暴力を受けた（働かせない、お金の使途を確認、生活費を渡さない等）
- 4. 性的暴力を受けた
- 5. 社会的暴力を受けた（親や友人等の付き合いの制限、電話・メール・行動などチェックされる等）
- 6. 子どもを利用した暴力を受けた（子どもの前で暴力を受ける、「子どもに危害を与える」と脅される等）
- 7. 特になし（問24へ進んでください）

問22 あなたはこれまで、問21であげたような行為について、誰かに相談したりしましたか。□にシ点を記してください。（シ点は1つ）

- 1. 相談した（問24へ進んでください）
- 2. 相談できなかった
- 3. 相談したもの・できなかったものがある
- 4. 相談したくない
- 5. その他（ ）

(問 22 で 2～5 を選択した方のみ)

問 23 「相談できなかった・相談したくない等」の理由にあてはまる口にシ点を記してください。  
(シ点はいくつでも)

- 1. どこ(だれ)に相談してよいかわからなかった
- 2. 誰にも言いたくなかった
- 3. 相談したことが相手に気付かれて、仕返しやもっとひどい暴力を受けると思ったから
- 4. 自分さえ我慢すれば、なんとか生活できると思ったから
- 5. 世間体が悪いから
- 6. 自分にも悪いところがあると思ったから
- 7. 慣れているから
- 8. その他( )

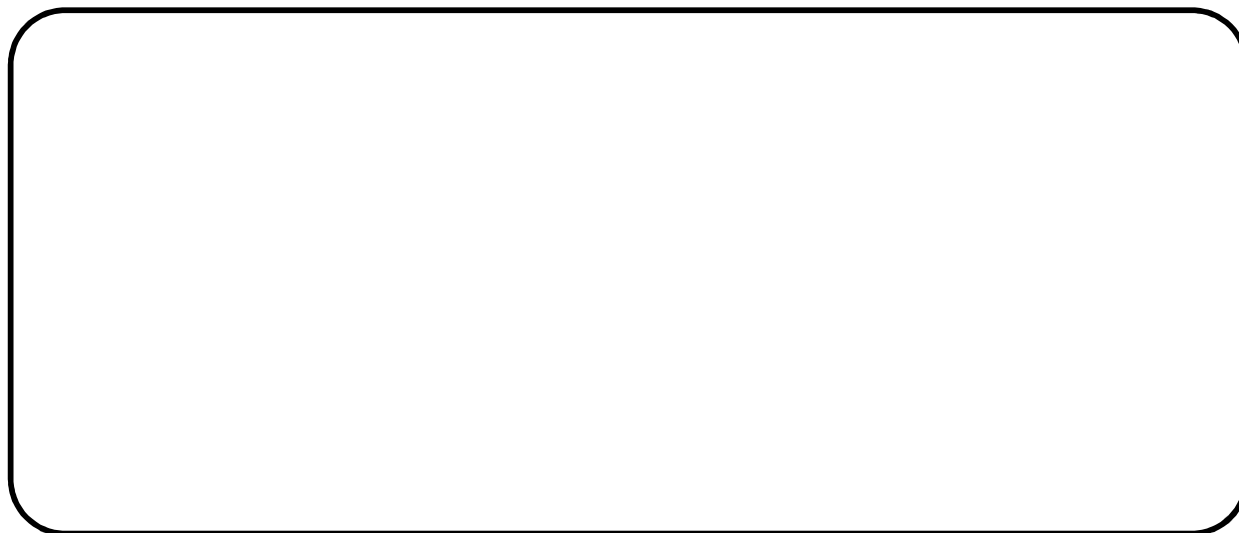
【被害防止対策について】

問 24 あなたは、ハラスメントやドメスティック・バイオレンス(DV)等を防止するためには、どのような対策が必要だと思えますか。あてはまる口にシ点を記してください。  
(シ点はいくつでも)

- 1. 法律・制度の制定や見直しを行う
- 2. 犯罪の取締りを強化する
- 3. 捜査や裁判等において、被害届が出しやすい環境整備を図る
- 4. 被害者支援のための相談機関や保護施設を整備する
- 5. 保護者を対象とした男女共同参画に関する講座の開催(家庭での教育の充実)
- 6. 教職員や児童・生徒を対象としたハラスメント、DVについての教育の充実
- 7. 職場におけるハラスメントやDVについての教育の推進
- 8. メディアが自主的に取組を強化し、性的な側面や暴力を過度に取扱わないようにする
- 9. その他( )
- 10. わからない



男女共同参画社会づくりに関する取組についてのご意見等をおきかせください。



ご協力ありがとうございました。



都城市市民生活部コミュニティ文化課  
男女参画・消費生活担当

TEL 0986-23-2121

FAX 0986-21-3034

E-mail [danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp](mailto:danjo@city.miyakonojo.miyazaki.jp)